

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」 運営ボランティア募集要項

1 目的

2027年(令和9年)に開催する第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会(日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ)(以下「両大会」という。)において、全国から訪れる選手・監督などの来場者を県民総参加のもと、おもてなしの心でお迎えするため、両大会の開・閉会式等の運営を支える運営ボランティアを募集する。

2 募集主体

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)とする。

3 募集人数

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)開・閉会式等:1,700人程度
第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)3,500人程度

4 募集期間

令和7年10月1日(水)から令和9年5月31日(月)まで
※ 応募の状況に応じて期間を延長又は短縮することがある。

5 応募要件

平成27年4月1日以前に生まれた方(令和9年4月1日時点で12歳以上)で、活動日での参加が可能な方。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

6 応募方法

両大会に係るホームページの応募フォーム等から申し込むものとする。なお、グループでの申込みも可能とする。

7 登録・取消

県実行委員会は、応募要件を満たした応募者を運営ボランティアとして登録する。
なお、両大会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断で登録を取り消すことがある。

8 活動内容及び活動日

両大会の開・閉会式及び障スポの各競技会場における来場者の受付・案内等の業務を補助する活動を行う。

(1) 活動種別・内容

種別	内容
受付・案内	来場者受付、会場案内、誘導、介助等
会場整理	観客改札、観客誘導、座席案内等
会場美化	装花管理、ゴミ箱管理、会場内清掃等
会場サービス	弁当・飲み物の配布、車椅子貸出等
式典運営	開・閉会式の式典補助等
医療救護	救護所での救護活動等の補助等

(2) 活動日

区分		活動日(予定)	活動場所(予定)
国スポ	開閉会式 総合リハーサル	令和9年9月中旬	都城市
	総合開会式	令和9年9月26日(日)	
	総合閉会式	令和9年10月6日(水)	
	総合案内等	大会期間中	調整中
	県外競技会	令和9年9月10日(金)～9月12日(日) 令和9年9月10日(金)～9月13日(月)	熊本県熊本市 鹿児島県湧水町
障スポ	リハーサル大会	令和9年5月9日(日) 令和9年6月12日(土)～6月13日(日)	宮崎市、都城市 延岡市、日南市、 小林市、日向市、 高原町、新富町
	公式練習	令和9年10月22日(金)	都城市
	各競技会	令和9年10月23日(土)～10月25日(月)	
	開閉会式 総合リハーサル	令和9年10月16日(土)ごろ	
	開会式	令和9年10月23日(土)	
	閉会式	令和9年10月25日(月)	
	総合案内等	大会期間中	調整中

※上記以外にも、必要に応じて活動予定

9 活動日及び配置箇所の決定

運営ボランティアとして登録した者(以下「登録者」という。)の活動日・配置箇所については、研修会後に実施する「活動希望調査」を参考に県実行委員会が決定する。

10 研修会

県実行委員会は、両大会に関する認識を深め、開・閉会式の円滑な運営を行えるよう、登録者を対象とした研修会を実施する。

11 待遇

- (1) 活動及び研修会等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及び昼食については、必要に応じて県実行委員会が支給する。
- (3) 活動及び研修会における事故に備え、県実行委員会の負担により、「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。

12 関係機関との連携

運営ボランティアの募集にあたっては、各会場地市町村実行委員会等と連携を図るとともに、学校、企業、社会福祉協議会及びNPO等の各種団体の協力を得るものとする。

13 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。
- (2) 登録者の個人情報については、県実行委員会が主催する両大会の運営のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、ボランティア登録作業等に当たり、業務委託先に個人情報を提供できるものとする。また、申込時に各国スポ会場地市町村への個人情報提供に同意している登録者の情報に限り、各国スポ会場地市町村からの要請に応じて提供することができるものとする。さらに、申込時に両大会終了後のスポーツイベント等ボランティアバンクへの登録に同意している登録者の情報に限り、バンクに登録することができる。
- (3) 研修会や活動の際に撮影した登録者の写真・動画については、両大会の広報及び記録をする目的の限りにおいて、県実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和7年5月23日から施行する。